

平成26年12月定例会 経済委員会（事前）

平成26年11月26日（水）

〔委員会の概要 農林水産部関係〕

喜多委員長

休憩前に引き続き，委員会を開きます。（11時24分）

これより，農林水産部関係の調査を行います。

この際，農林水産部関係の12月定例会提出予定議案について理事者側から説明願うとともに，報告事項があれば，これを受けることにいたします。

【提出予定議案】（資料①②）

- 議案第1号 平成26年度徳島県一般会計補正予算（第6号）
- 議案第20号 徳島県腕山放牧場の指定管理者の指定について
- 議案第21号 徳島県立神山森林公園の指定管理者の指定について
- 議案第22号 徳島県立高丸山千年の森の指定管理者の指定について

【報告事項】

- 「JAPAN HALAL EXPO 2014」への出展について（資料③）
- 次期「とくしまブランド戦略」骨子（案）について（資料④）
- 「徳島県有機農業推進計画」改定の骨子（案）について（資料⑤）
- 「徳島県農業版業務継続計画（農業版BCP）」の改定について（資料⑥⑦⑧）

小谷農林水産部長

それでは，お手元に御配付の経済委員会説明資料によりまして，農林水産部関係の案件につきまして御説明を申し上げます。

今回，提出を予定しております案件は，平成26年度12月補正予算案及び債務負担行為並びに指定管理者の指定でございます。

まず初めに，今回の12月補正予算につきましては，本年8月の台風により被災した農林水産業の早期再建と，被害を受けた公共施設の復旧に要する経費について，さきの9月議会の予算措置をフォローする経費などを中心として補正を行うものでございます。

説明資料の1ページをお開きください。

歳入歳出予算一般会計の総括表でございますが，補正総額は，最下段の補正額欄に記載のとおり，総額2億8,173万7,000円の増額をお願いするものでございまして，補正後の予算総額は，330億4,552万7,000円となっております。補正額の財源内訳につきましては，括弧内に記載のとおりでございます。

2ページをお開きください。

特別会計につきましては，補正はございません。

3ページを御覧ください。

課別主要事項でございます。

まず、農林水産政策課関係でございますが、上から1段目の（目）農業総務費の摘要欄①経営総合対策等推進費につきましては、アの地域農林水産業再建特別支援事業におきまして、2億円の増額をお願いするものでございます。これは、本年8月の台風11号及び12号により被災した地域における農林水産業の再建を図るため、さきの9月議会におきまして、県単独の地域農林水産業再建特別支援事業予算を先議によりお認めいただいたところですが、8月に本県が国に対して行いました台風被害に係る緊急要望の結果、新たに国庫補助事業の実施が決定しましたことから、今回これに係る追加の増額補正をお願いするものでございます。

4ページをお開きください。

もうかるブランド推進課関係でございますが、上から2段目の園芸振興費につきましては、摘要欄①新鮮とくしまブランド戦略対策費のア、新規であります「食のおもてなし・徳島」PR事業におきまして、平成27年6月に大鳴門橋開通30周年を迎えるに当たり、観光誘客の促進やブランド製品の更なる販路拡大を図るため、「とくしまマラソン2015」前日受付会場に「新鮮なっ！とくしま」号を展開し、食のおもてなしをテーマとしたPR事業を実施するための経費として、100万円の増額をお願いするものでございます。

5ページを御覧ください。

水産課関係でございますが、上から6段目の漁港管理費につきましては、摘要欄①県管理漁港維持補修費におきまして、本年8月の台風により被災した漁港内に堆積した土砂の撤去などに要する経費として600万円の増額をお願いするものでございます。

6ページをお開きください。

農業基盤課関係でございますが、上から4段目の農地防災事業費につきましては、摘要欄①耕地災害関連事業費におきまして、本年8月の台風により被災した農業集落排水施設の復旧に要する経費として、6,500万円の増額をお願いするものでございます。

7ページを御覧ください。

森林整備課関係でございますが、上から4段目の治山費につきましては、摘要欄①県単独治山事業費におきまして、本年8月豪雨による山地災害の復旧に係る調査設計経費として、973万7,000円の増額をお願いするものでございます。

8ページをお開きください。

（2）債務負担行為についてでございます。

農林水産部におきましては、徳島県腕山放牧場、徳島県立神山森林公園、徳島県立高丸山千年の森の3施設につきましては、平成18年度から指定管理者制度を導入し、平成24年度から3年間、現在の指定管理者による施設の管理運営を行っているところですが、平成26年度末をもちまして、指定期間が終了いたします。このため、平成27年度からの指定管理者を指定するに当たりまして、公の施設の管理運営協定に係る新たな債務負担行為の設定が必要な2施設につきまして設定をお願いするものでございます。

徳島県立高丸山千年の森の管理運営協定につきましては、平成27年度から平成29年度までの3年間における限度額といたしまして5,367万6,000円、また徳島県立神山森林公園の

管理運営協定につきましては、同様に3年間における限度額といたしまして、2億1,384万円の設定をお願いするものでございます。

9ページを御覧ください。

2のその他の議案等、（1）指定管理者の指定についてでございます。

ただいま御説明いたしましたとおり、農林水産部の3施設につきまして平成27年3月末をもって、現在の指定期間が満了するに当たり、平成27年度からの指定管理候補者を選定するため、農林水産部指定管理候補者選定委員会において審査をいたしました結果を踏まえ指定管理候補者を選定いたしましたので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決に付するものでございます。アの徳島県腕山放牧場につきましては、徳島県酪農業協同組合を、イの徳島県立神山森林公園につきましては徳島中央森林組合を、ウの徳島県立高丸山千年の森につきましては、かみかつ里山倶楽部をそれぞれ指定管理者に指定するものでございます。指定の期間といたしましては、いずれも平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間を予定しております。

なお、候補者の選定理由、選定委員会における選定の経緯等につきましては、お手元に配付しております資料1、指定管理候補者の選定結果についてに記載のとおりでございます。

以上で、提出予定案件の説明を終わらせていただきます。

この際、4点御報告させていただきます。

第1点目は、「JAPAN HALAL EXPO 2014」への出展についてでございます。

資料2を御覧ください。

現在、イスラムの方々は、世界の人口の約4分の1、16億人の人口を占め、観光誘客や県産食材の新たな市場開拓を図るためには、積極的な対応が必要となっております。

こうした中、本日から明日にかけて日本で初めての大規模なハラール関係の総合展示会「JAPAN HALAL EXPO 2014」が千葉県幕張メッセで開催され、国内外から多くのハラール関係のバイヤーやレストラン関係者等の来場が予想されます。

このため、本県もこのエキスポに徳島県ブースを設置し、県内のハラール認証を取得した食品加工やホテルの6事業者が18の商品とレストランメニュー等を展示し、観光誘客や新たな販路開拓を進めることといたしております。

また、本日夕刻にはハラール関係国の大使や関係団体代表者等が参加するレセプションの開催が予定されており、本県からは熊谷副知事が出席する予定といたしております。

このエキスポへの参加を契機としまして、イスラム圏からの観光誘客の促進や、安全・安心な県産農林水産物・食品の輸出の拡大に積極的に取り組んでまいります。

第2点目は、次期「とくしまブランド戦略」の骨子（案）についてでございます。

資料3を御覧ください。

現在推進しております「ひろがる『とくしまブランド』戦略」は、本年度、最終年度を迎え、次期ブランド戦略を構築したいと考えているところであります。

グローバル化の進展や競合ブランドの台頭をはじめ、大きく変化する時代潮流に対し、

とくしまブランドを将来にわたり守り、発展させていくため、オール徳島で新たな時代に挑戦を基本コンセプトに、平成27年度から平成30年度までの4年間を計画期間とし、次期ブランド戦略を構築してまいります。

この戦略の構成につきましては、まず（1）4つの挑戦として、「トップブランド」への挑戦として、代表品目について、品目ごとの個別戦略による施策の重点化やとくしま特選ブランドの充実を推進。また「東京一極集中」への挑戦として、「vs東京」の共通コンセプトに基づき、大都市圏のとくしまブランド協力店やアンテナショップなどを活用したイベントやプロモーション活動の展開。「産地構造改革」への挑戦として、産地間連携、作業の分業化などによる野菜団地づくり、中山間地域などでの地域ブランドの創出。さらには「サポート体制構築」への挑戦として、地域ビジネスの育成、イベントやプロモーション活動、企業や店舗への営業活動を担うサポート体制の構築などを図ってまいりたいと考えております。

また、（2）具体的な連携施策として、①の6次産業化、海外輸出促進、②の新技术、商品開発、人材育成、③の生産基盤強化、④の食育・地産地消推進をそれぞれ強化してまいりたいと考えております。

今後は、議会での御意見もいただきながら平成27年2月議会でまず素案を提案させていただき、更に6月議会には正案を報告し、計画を策定してまいりたいと考えております。

第3点目は、「徳島県有機農業推進計画」改訂の骨子（案）についてでございます。

資料4を御覧ください。

環境への負荷の低減や、健康で豊かな食生活を求める消費者ニーズ等に対応するため、平成21年3月に策定した現計画を改訂し、化学資材の使用低減を行う有機農業等の一層の拡大を図ってまいりたいと考えております。

計画期間は、平成27年度から平成30年度までの4年間であります。

計画改訂の方向性といたしましては、大きく2点ございます。

まず、1点目として、新たに推進するための数値目標を設定することとし、有機栽培等の生産面積を81ヘクタールから160ヘクタールへと倍増させるとともに、相談窓口の設置など推進に積極的な市町村を、2市町から12市町村へと増加させてまいりたいと考えております。

2点目として、目標達成に向けた新たな取組といたしまして、①新技术の開発と普及では、県農林水産総合技術支援センター等による、化学合成農薬や化学肥料を低減するための新技术の開発や生産現場への更なる普及など、また②新規取組者等へのきめ細やかな支援では、国の青年就農給付金や環境保全型農業直接支援対策の活用など、更に③流通販売面での支援では、インターネット販売や輸出などによる販路拡大やマーケット・インの視点に基づく生産と販売などを、それぞれ位置付け、積極的に実施してまいりたいと考えております。

今後は、パブリックコメント等を実施の上、今年度中に計画を改訂したいと考えております。

第4点目は、「徳島県農業版業務継続計画（農業版BCP）」の改訂についてござい

ます。

資料5を御覧ください。

南海トラフ巨大地震による大津波への備えとして、被害が想定される農地等の速やかな復旧と、その後の円滑な営農再開に向け、農業分野での体制を構築するために、昨年6月、都道府県レベルでは全国初の農業版BCPを策定し、11月には農林水産総合技術支援センターでの実証試験結果や、東部・南部の沿岸地域ごとの対策協議会における意見等を盛り込み改訂いたしました。

この度、土地改良区等の参加のもと実施した農業版BCP図上訓練の検証結果や、さきの9月定例県議会での御提案等を踏まえて、去る11月5日に第3版として内容の充実を図ったところであります。

今回の主な改訂のポイントにつきましては、県及び関係団体が対応すべき取組をまとめた県BCP（本体）では、農業用施設の新たな地域貢献として、災害時における利水者相互の施設融通等の追加を行っております。

また、農業者の方々に活用いただく津波・塩害からの営農再開マニュアルにおいて、海水に浸かった農地の作物別の除塩目標に、ブランド品目であるニンジン及びネギを追加するとともに、塩分の残った農地においても栽培できるアイスプラント等の耐塩性作物の検討を追加いたしました。

今後は、営農再開マニュアルにおけるブランド品目の追加などを随時行うとともに、現場における除塩実習など実地訓練を引き続き行い、農業版BCPの実効性を高めることといたしております。

報告事項は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

喜多委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

重清委員

今回、災害関係の補正が出ております。農林関係の全体的な災害の補正について、もう査定も終わったはずですが、部分部分でこのように出てきています。集落排水の関係とか全体的にはいつ出てくるんですか。それと数字的なものは、はっきりつかんでいるのかどうか。どの程度が災害査定で通って、いつ補正を組む予定になっているのか。来年度当初予算の2月定例会で組むのか。どういう状況か教えてください。

小谷農林水産部長

まず全体につきまして、私のほうから概括的に報告をさせていただきます。

ただいま委員からもお話がございましたように、国の災害査定が11月から順次、進んで

いるところでございます。

本体の災害復旧につきましては、毎年度、その年度に発生したものはできるだけ早期に対応していくということで、現年枠を認めていただいております。まずその中で対応していくことが基本になっております。現在のところ、災害査定が最終にはなっておりませんが、まずその中で対応していくことが1点でございます。

今回、さきの9月議会でもお認めいただきましたが、それに漏れるものにつきましては県単独でありますとか、あるいは国に提言をしたもので、随時フォローしていく形で今議会につきましてもお願いをしているところでございます。

概括につきましては以上でございます。

個別につきましては、各担当課から報告をさせていただきます。

檜垣農業基盤課長

まず、農村整備振興局の災害の予算について御説明させていただきたいと思っております。

10月27日の週に台風11号、12号の査定が終わりまして、査定額の確定をしておるところでございます。また台風18号、19号の被害につきましては、12月8日の週に災害の査定を受けて査定額が決定するところでございますが、この金額につきましては、今回補正の6,500万円を含めまして、それ以外の分につきましては現予算で十分賄えるものと考えておるところでございます。

相原森林整備課長

治山林道事業関係の災害復旧についてでございます。

現在のところ、林道につきまして台風12号、11号等の査定が終わりまして、19号等につきましては12月の災害査定ということで、現在まだ最終的な確定をしておりません。

治山関係につきましても、施設の災害査定につきましては12月の査定ということで最終の数字は出ておりません。

災害関係で当初、枠取りということで予算を確保しておりますけれども、現在のところその枠の中での対応が可能ということで、補正予算の計上はしておりません。

船越水産課長

水産関係でございますが、今回お願いしております600万円は、県単独の漁港維持補修費でお願いするものでございます。それ以外に、国補を使う災害査定を伴うものは現在までございません。

重清委員

災害関係ですので、今まで組んでおった災害の予備費みたいなもので現年度いけるんだったら、それできちっと対応していただきたい。

それと、農業関係とか林業関係でも、施設や機械に対していろんな支援策をされた。生活必需品も一緒ですけど、全体的に今市町村なんかが出しているものは、支援の期限とか

何が該当するのかなど分かりにくかった部分があったと思います。もうそろそろきっちりしたのができておると思うんですけど、検討しますではなく、これだけ期間がたったんだから、これはいけます、これはいけませんと言えるような市町村との連携は、きちんとできていますか。それができていないと町民や県民に対して説明ができません。そこらの対応は十分できてますか。

手塚農林水産政策課長

今、重清委員さんから農林水産業の今回の台風の被害による、被害からの立ち直りの対策ということで、お話がございました。

まず最初に、機械や施設の復旧に係る借入れをした場合の利子補給制度を8月13日に作りました。それから第2弾として、8月26日に被害を受けた農林水産業者に係る施設・機械取得等について、県と市町村で、まず国費が入る前に県と市町村でやっていこうということで、県単独の事業を創設しました。更に、来年以降の産地維持が困難と判断される種苗の導入を支援する補助制度も創設しました。

今回、2億円の補正もお願いしておるところでございますけれども、県から国に対して要望しておりました被災農業者向け経営体育成支援事業の補助制度が適用になりました。これは国10分の3、県10分の2、市町村10分の2というもので、それを今回補正でお願いしておるところでございます。

その前提としまして、農林水産業の施設、機械の再取得、修繕、さらには不要となった部分の撤去等に係る事業費としまして、さきの9月議会での県単分と今回の2億円、国費分を含めましてトータルで約5億円の総事業費について対応できるようになりました。これは、委員から話がありましたように、県内に七つあります農業支援センター、それから各市町村の農林水産業担当課と一緒に各農家の状況を把握し、その要望を汲みまして、必要な額はこれで対応できるといった状況でございます。

重清委員

災害関係というので、早急に県は対応したんですから、これを使って建て直してもらわないといけない。すぐお金を出してやってください。まだ今そんなに出せていない。せっかく早く対応して、これだけ要ると言ってやっておるんですから、きちんと手を踏んだらすっといけるようにしてください。せっかく県が早め早めの対応をしたのに、何か月も掛かって支払をするようではいけないと思います。最後まですっといけるような対応を強く要望して終わります。

庄野委員

一昨年の代表質問で、有機農業の推進ということで質問をさせていただいたところがございます。

宮崎県に視察に行ったことがあります。綾町というところは有機農業をすごく推進していてその生産されたものを、徳島県でいうあいさい広場とか公方の郷といったような大き

な所で売っておりました。綾町は少し宮崎市内から離れているんですけども、宮崎市内からも非常にたくさんの方が買いに来ているということでした。それを見習うというか、参考にしながら有機農業を推進したらどうかということも申し上げてきた記憶がございます。

今回、推進計画の改定の骨子ということで出されております。これにつきましては、これからの消費者のニーズといたしますか要望といたしますか、非常に重要な視点だと思います。2市町から12市町村と拡大するということですので、また後ほど、どういう市町村が取り組むのかということをお聞きしたいと思いますが、全市町村で取組がなされたらいいと思います。またそうした健康的な視点、環境への視点も含めてしっかりとした計画を作って実行していただきたいという気持ちでございます。

そこで、少しお聞きいたします。

この青年就農給付金と環境保全型農業直接支援対策で具体的にどのようなものを計画しているのか。それとマーケット・インというのはどういうことなのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

窪安全安心農業室長

庄野委員から、有機農業推進計画についての御質問をいただいております。

平成24年の11月定例会だったかと思っておりますけれども、委員から、有機農業の推進について積極的に取り組むべきであるということで、御質問もいただいたところでございます。

少し経過を申し上げますと、平成21年の3月に有機農業推進計画を策定いたしまして、県では有機農業だけでなく、化学資材の使用を低減しても、品質とか収量への影響を抑えることができる、そういった農業技術を導入推進する、環境に優しい農業の推進を図ってきたところでございます。

今、委員からお話ございましたように、様々な技術推進をしてきたところでございますが、特に最近、若い農業者の方もこの有機農業、環境保全の農業に関心を持たれているということでございます。青年就農給付金は、新規就農者に対する給付金制度で、年間150万円の給付を受けられるというものです。これは新規に就農する農業者を育成するというものでございますが、有機農業を始めるといった農業者も対象になりますので、国の制度を活用して農業者に直接支援をしていくことが可能でございます。これも活用したいというのが1点でございます。

それからもう1点、環境保全型農業直接支援対策についてでございますけれども、これは平成23年から制度が始まっております。制度については、化学資材の使用量を通常の栽培方法よりも5割以上低減をして取り組む農業者の方に対する支援でございます。平成23年に県内で53ヘクタールの取組があったものが、平成25年には81ヘクタールと153%の増加になっておるところでございます。こういった国の制度も活用しながら有機農業への取組を積極的に支援してまいりたいと考えているところでございます。

それから、マーケット・インの視点に基づく生産と販売でございますけれども、従来、農業は作ったら、それを市場へ持って行くというのが多かったと思います。有機農産物は

特別な栽培でございますので、消費者の方の需要にマッチしたようなものを生産し、販売していくというのがマーケット・インの考え方でございます。有機農業についてもそういった消費者のニーズに敏感に対応しながら生産を進めていきたいと考えてございます。

庄野委員

よろしく申し上げます。

それと、最近バターが品薄だということです。その理由をお願いします。

今川畜産課長

今、庄野委員からバターの品薄についての御質問をいただきました。

私が申すまでもなく、庄野委員もよく御承知だと思いますけれども、生乳につきましては、御承知のとおり殺菌して飲用牛乳に使うもの、それから遠心分離してクリームやバターにもっていく脱脂粉乳に使うもの、それと酵素を加えて加温してチーズにもっていくものと、この三つに分かれております。

今国内では約750万トンぐらいの生乳が作られておりますけれども、半分は生乳として飲まれているという状況でございます。あと残りの部分をいわゆる生クリーム、バターそれからチーズに使っているといった構図がございます。

そこで、今庄野委員から、なぜバターが不足するのかという御質問でございますけれども、基本的には生乳の生産量が減っていることが原因でございます。

昨年の猛暑によりまして、経産牛が影響を受けて生乳生産量が約15%減っております。そういったことで、今申し上げましたように、生乳の生乳部分にいく部分から、だんだんと保存が効くバターの部分にいく牛乳の部分が減ってきたということで、国内でのバターの使用量に対する生産が間に合っていないという状況にあるようでございます。

バターの使用量ですが、国が発表している情報によりますと、年間約7万トンが使用されているようでございます。今、不足しているということで、今年度ちょうど1万トンの輸入を決定して、現在5,000トンが輸入され、この後11月にもまた2,000トンということで、最終、年度内には1万トンを輸入して需給バランスを取りたいというふうに聞いております。

基本的な原因は、生乳量が減ったことによりバターのバランスが崩れたということでございます。

庄野委員

全体的な日本国内の生乳生産量ですが、徳島県も乳牛の頭数が大分減ってきていると思います。暑さだけでなく、将来にわたって生乳の生産は、回復するのか、横ばいなのか、下がるのか。どういう状況なんですか。

今川畜産課長

庄野委員から、酪農全体、生乳生産の今後の見通しなり状況についての御質問でござい

ます。

酪農が畜産の中では一番安定した職業と言われております。毎日搾ることによって日銭が入るということが理由ですが、何分にも365日休みがないというのが現実でございます。必ず朝晩は搾乳をしないといけないということで、最近の傾向として、やはり後継者がしっかりしている農家の方がこれからは引き継いでいくようです。生乳量につきましても国は750から800万トンを目標にしております。

現実的には乳価との兼ね合いもありますけれども、4年ほど前から乳価と生産量の見合いをずっと検討いたしております。その中で、やはり自給飼料なりを増産して、その乳価との見合いの収入源を確保する方法が成り立っている農家が残っているという状況でございます。

今後とも、生乳については、ほぼ横ばいで全国では800万トン、本県においては3万5,000トンから4万トンの推移の中で動くだろうと私どもは思っておりますけれども、飼料価格の問題もございますので、県としてもその部分を十二分にバックアップしながら、今後とも生産の維持に努めていきたいと思っております。

庄野委員

輸入をしていくということになれば、また今後円安が進めば、より一層の消費者負担が生まれてくるかもわかりませんし、また酪農を営んでいる方にとったら、やっぱり輸入の濃厚飼料なり粗飼料なりの値段が高騰するというので、より経営を圧迫していくということが予想されます。畜産は本県の非常に大きな産業でございますので、このバターの不足がずっと続いたら困ります。円安の対策も含めて、全国的にも乳牛がきちんと飼育されて、そして生乳の生産も目標数だけは、きちんと確保できるように、本県としても農家を守るような施策、取組をお願いしたいと思います。

喜多委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、農林水産部関係の調査を終わります。

これをもって、経済委員会を閉会いたします。（12時00分）